

用語の解説

人口

国勢調査における人口は「常住人口」であり，常住人口とは調査時に調査の地域に常住している者をいう。

「常住している者」については，平成12年国勢調査の概要「調査の対象」(1)ページを参照されたい。

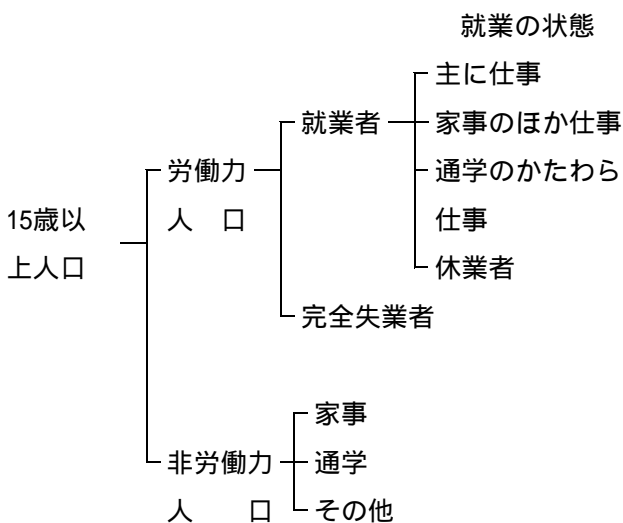
年齢

年齢は，平成12年9月30日現在による満年齢である。

なお，平成12年10月1日午前零時に生まれた人は，0歳とした。

労働力状態

15歳以上の者について，平成12年9月24日から30日までの1週間（以下「調査週間」という。）に「仕事をしたかどうかの別」により，次のとおり区分した。



労働力人口 - 就業者と完全失業者を合わせたもの

就業者 - 調査週間中，賃金，給料，諸手当，営業収益，手数料，内職収入など収入（現物収入を含む。）になる仕事を少しでもした人

なお，収入になる仕事を持っているが，調査週間中，少しも仕事をしなかった人のうち，次

のいずれかに該当する場合は就業者とした。

(1) 勤めている人で，休み始めてから30日未満の場合，又は30日以上休んでいても賃金や給料をもらったか，もらうことになっている場合

(2) 個人経営の事業を営んでいる人で，休業してから30日未満の場合

また，家族の人が自家営業（個人経営の農業や工場・店の仕事など）の手伝いをした場合は，無給であっても，収入になる仕事をしたこととして，就業者に含めた。

主に仕事 - 主に勤め先や自家営業などの仕事をしていて

家事のほか仕事 - 主に家事などをしていて，そのかたわら仕事をした場合

通学のかたわら仕事 - 主に通学をしていて，そのかたわら仕事をした場合

休業者 - 勤め人や事業を営んでいる人が病気や休暇などで仕事を休み始めてから30日未満の場合，又は，勤め人が30日以上休んでいても賃金や給料をもらったか，もらうことになっている場合

完全失業者 - 調査週間中，収入になる仕事を少しもしなかった人のうち，仕事に就くことが可能であって，かつ公共職業安定所に申し込むなどして積極的に仕事を探していた人

非労働力人口 - 調査期間中，収入になる仕事を少しもしなかった人のうち，休業者及び完全失業者以外の人

家事 - 自分の家で主に炊事や育児などの家事をしていた場合

通学 - 主に通学していた場合

その他 - 上のどの区分にも当てはまらない場合（高齢者など）

ここでいう通学には，小学校・中学校・高等学校・高等専門学校・短期大学・大学・大学院のほか，予備校・洋裁学校などの各種学校・専修学校に通っている場合も含まれる。

産業

産業は、就業者について、調査週間中、その人が実際に仕事をしてきた事業所の主な事業の種類（調査週間中「仕事を休んでいた人」については、その人がふだん仕事をしている事業所の事業の種類）によって分類した。

なお、仕事をしてきた事業所が二つ以上ある場合は、その人が主に仕事をしてきた事業所の事業の種類によった。

平成12年国勢調査に用いた産業分類は、日本標準産業分類（平成5年10月改訂）を基に、平成12年国勢調査の集計用に再編成したもので14項目の大分類、77項目の中分類、223項目の小分類から成っている。

なお、本報告書の産業（3部門）の区分は、大分類を次のように集約したものである。

- | | | |
|-----------|---|------------------|
| 第1次産業 | { | A 農業 |
| | | B 林業 |
| | | C 漁業 |
| 第2次産業 | { | D 鉱業 |
| | | E 建設業 |
| | | F 製造業 |
| 第3次産業 | { | G 電気・ガス・熱供給・水道業 |
| | | H 運輸・通信業 |
| | | I 卸売・小売業，飲食店 |
| | | J 金融・保険業 |
| | | K 不動産業 |
| | | L サービス業 |
| | | M 公務（他に分類されないもの） |
| N 分類不能の産業 | | |

従業地・通学地

従業地・通学地とは、就業者又は通学者が従業・通学している場所をいい、次のとおり区分した。

自市区町村で従業・通学 - 従業・通学先が常住している市区町村と同一の市区町村にある場合

自宅 - 従業している場所が、自分の居住する家

又は家に付属した店・作業場などである場合

なお、併用住宅の商店・町工場の事業主やその家族従業者、住み込みの従業者などの従業先がここに含まれる。また、農林漁家の人で、自家の田畑・山林や漁船で仕事をしている場合、自営の大工、左官などが自宅を離れて仕事をしている場合もここに含まれる。

自宅外 - 自市区町村に従業・通学先がある人で上記の「自宅」以外の場合

他市区町村で従業・通学 - 従業・通学先が常住している市区町村以外にある場合

これは、いわゆる常住地からの流出口を示すものである。

自市内他区 - 常住地が13大都市（札幌市，仙台市，千葉市，東京都特別区部，横浜市，川崎市，名古屋市，京都市，大阪市，神戸市，広島市，北九州市及び福岡市）にある人で、同一市（都）内の他区に従業地・通学地がある場合

県内他市区町村 - 従業・通学先が常住地と同じ都道府県内の他市区町村にある場合

他県 - 従業・通学先が常住地と異なる都道府県にある場合

なお、他市区町村に従業・通学するということは、その従業地・通学地のある市区町村からみれば、他市区町村に常住している人が当該市区町村に従業・通学するために来るということで、これは、いわゆる従業地・通学地への流入人口を示すものである。

ここでいう従業地とは、就業者が仕事をしている場所のことであるが、例えば、外務員、運転者などのように雇われて戸外で仕事をしている人については、所属している事業所のある市区町村を、船の乗組員（雇用者）については、その船が主な根拠地としている港のある市区町村をそれぞれ従業地とした。

また、従業地が外国の場合、便宜、同一の市区町村とした。

（昼間人口と夜間人口）

従業地・通学地による人口（昼間人口）とは、従業地・通学地集計の結果を用いて、次により算出された人口である。ただし、この昼間人口には、買い物客などの非定常的な移動については、考慮していない。また、常住地による人口（夜間人口）とは、調査の時期に調査の地域に常住している人口である。

例 A市の昼間人口の算出方法

$$\text{A市の昼間人口} = \text{A市の常住人口} - \text{A市からの流出口} + \text{A市への流入人口}$$

利用交通手段

従業地・通学地に通勤・通学するためにふだん利用している交通手段の種類により、次のとおり区分した。

なお、通勤も通学もしている人については通勤に利用している交通手段を、2種類以上を利用している場合はそのすべての交通手段を、日によって異なる場合は主として利用している交通手段を、行きと帰りが異なる場合は「行き」の利用交通手段をそれぞれ集計している。

利用交通手段が1種類

- 1 徒歩だけ - 徒歩だけで通勤又は通学している場合
- 2 鉄道・電車 - 電車・気動車・地下鉄・路面電車・モノレールなどを利用している場合
- 3 乗合バス - 乗合バス（トロリーバスを含む。）を利用している場合
- 4 勤め先・学校のバス - 勤め先の会社や通学先の学校の自家用バスを利用している場合
- 5 自家用車 - 自家用車（事業用と兼用の自家用車を含む。）を利用している場合
- 6 ハイヤー・タクシー - ハイヤー・タクシーを利用している場合（雇い上げのハイヤー・タクシーを利用している場合も含む。）
- 7 オートバイ - オートバイ・モーターバイク・スクーターなどを利用している場合
- 8 自転車 - 自転車を利用している場合
- 9 その他 - 船・ロープウェイなど、上記以外の

交通手段を利用している場合

利用交通手段が2種類

- 10 鉄道・電車及び乗合バス
- 11 鉄道・電車及び勤め先・学校のバス
- 12 鉄道・電車及び自家用車
- 13 鉄道・電車及びオートバイ
- 14 鉄道・電車及び自転車
- 15 その他利用交通手段が2種類

利用交通手段が3種類以上

5年前の常住地

5年前の常住地とは、5年前に居住していた場所をいう。平成12年国勢調査では、5歳以上の人について、平成7年10月1日の前後を通じてふだん居住していた場所について調査し、次のとおり区分した。

現住所 - 調査時における常住地と同じ場所

国内 - 日本国内

自市区町村内 - 調査時における常住地と同じ市町村（13大都市の場合は同じ区）

自市内他区 - 13大都市（札幌市、仙台市、千葉市、東京都特別区部、横浜市、川崎市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、広島市、北九州市及び福岡市）について、同一市（都）内の他区

県内他市区町村 - 同じ都道府県の他の市区町村
他県 - 他の都道府県

転入（国外から） - 日本以外

なお、5年前には当該地域に居住していたが、調査時には他の地域に居住していた人は、他県又は他市区町村への転出として当該地域の結果表に表章した。